

令和6年10月

組合員各位

北はるか農業協同組合  
代表理事組合長 小林 治雄

## 総代会制から「総会制」への移行について

平素より、当農協事業運営について格別なるご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記については、これまでの営農懇談会及び総代会においても示唆してまいりましたが、当組合の正組合員数が7月末において500名未満となり、農協法第48条に定める総代会開催の法定要件を欠くこととなりました。

### 【「農協法」関連条文】

**第48条** 500人以上の組合員（准組合員を除く。）を有する組合は、定款の定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

上記に基づき、今後は正組合員全体による「総会」を開催することとなりますのでご理解をお願いします。

### 《総代の皆さまへ》

上記に伴い現在の総代の方については令和7年5月28日の任期満了を待たずしてその権利を消失することとなり、今後は一正組合員として総会における権利を行使くださいますようお願いいたします。

### 《組合員資格の再度ご確認のお願い》

本件については既に当組合の広報においてご案内していますが、次頁の「組合員資格確認のお願い」を今一度ご確認をいただき、必要に応じて所定の手続きをしていただきたく重ねてお願いとご案内をいたします。

以 上

# 組合員資格確認のお願い

平素より当組合の事業運営にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

標記については、当組合の定款の定めにより組合員の皆さまに組合員資格の変更の有無についてご確認をお願いしています。

つきましては、下記の事項をご確認いただき、変更がある場合にはお手数ですが当組合の各窓口にてお手続きをお願いいたします。

## 【正組合員資格要件】

- ① 50アール以上の土地を耕作する農民で、その耕作する土地又は住所がこの組合の地区内にある方
- ② 1年のうち100日以上農業に従事する農民で、その住所がこの組合の地区内にある方
- ③ 農業を営む法人（その常時使用する従業員の数が300人を超えかつ、その資本の額又は出資の総額が3億円を超える法人を除く。）であって、その事務所又はその経営に係る土地がこの組合の地区内にある方

## 【准組合員資格要件】

- ① この組合の地区内に住所を有する個人で、この組合の事業を利用することが適当と認められ方
- ② この組合の地区内に勤務地を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められる方
- ③ この組合の地区外に住所を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められる方

※「組合の地区内」とは定款上で、下川町・美深町・音威子府村・中川町・名寄市の区域です。

※お手続きの際には、運転免許証や健康保険証などのご本人を確認できる公的書類と印鑑をご持参ください。

お問い合わせ先	本所 管理部 管理課	0 1 6 5 6 - 2 - 1 6 0 1
	下 川 支 所	0 1 6 5 5 - 4 - 2 5 6 1
	中 川 支 所	0 1 6 5 6 - 7 - 2 8 2 1